

# 小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ 介護予防通所リハビリテーション運営規程

## 第1章 総 則

(運営規程設置の主旨)

第1条 公益財団法人浅香山病院が設置する小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ (以下「当施設」という。)において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者 (以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者 (介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 当施設は「暮らしの継続の中で、尊厳を護り、一人ひとりの人生を支えます。」という理念の元、自分らしく生きるためのサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては利用者個々の人生の場面に応じ、保健、医療、福祉サービスを提供する者及び他の関係機関や家庭と連携し、毎日の暮らしを主体的に生きることを一緒に考え自己決定を支えると共に、医療機関併設型の強みを活かし、安心安全な療養環境を提供するものとする。
- 5 前4項のほか、関係法令の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ
- (2) 所在地 大阪府堺市堺区今池町三丁3番16号

## 第2章 職員及び職務

(職員職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者 1名 (常勤兼務、医師と兼務)

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②従業者

医師 1名 (常勤兼務、管理者と兼務)

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 常勤換算 2名以上

介護職員 常勤換算 1名以上

従業者は通所リハビリテーションの提供にあたる。

### 第3章 利用定員及び事業の内容

(利用定員)

第6条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、10人までとする。

(事業の内容)

第7条 介護予防通所リハビリテーションは介護予防に資するよう、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(営業日、営業時間)

第8条 営業日は月曜日から金曜日とする。(但し、祝日・12月30日から1月3日は除く)

営業時間は午前10時から午前11時15分までとする。

### 第4章 利用者に対するサービス

(基本的サービス)

第9条 介護予防通所リハビリテーションは、利用者が在宅での生活を継続できるよう、心身の健康の維持と家族への支援を大切にし、利用者が自分の意思で人生のあり方を決定し、自ら生き甲斐を見いだせるようなサービスを提供することを基本とする。

2 利用者の処遇に当たっては、利用者の年齢、性格、生活歴及び心身の健康状態を考慮して、施設サービス計画を設定し、個々の利用者に適した処遇を行うように努める。

(介護計画の作成)

第10条 利用者の介護計画の目標をたてる際、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は栄養士等で構成する会議を開催する。

2 介護計画の作成は、利用者の心身の状態、適正、能力等を検討し、その自立目標と実施方法等を総合的に判定する。

(施設内での診療行為)

第11条 施設内で行う医師の診療行為は次のとおりとする。

①利用者の健康状態を把握して適切な診療を行う。

②常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

③施設の医師は利用者の状況からみて、病状急変等により、当施設における診療行為を提供することが困難と認められた時は、浅香山病院その他医療機関への入院等の措置を講ずる。なお、その際診療状況に関する情報を提供し、責任をもって医療機関に引き継ぐものとする。

(機能訓練)

第12条 身体機能の維持と回復を図るため、日常生活動作訓練やレクリエーション等のグループ活動を通じ、在宅復帰と社会参加を目指す。

2 機能訓練は月曜日～金曜日(祝祭日を除く)午前10時～午前11時15分に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が計画的かつ効果的に行う。

(看護及び介護)

第13条 看護及び介護は医学的管理の下に、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、施設ケアプランに基づいて行う。

(レクリエーション)

第14条 利用者がレクリエーション、趣味活動等に積極的に参加できるよう工夫し、生き甲斐のある生活を送ることができるよう下記の行事を行い、環境の改善、生活の向上に努める。

- ① 年間行事 : お花見、夏祭り、敬老会、お正月行事等
- ② 月間行事 : お茶会、各レクリエーション等

## 第5章 利用料

(利用者負担の額)

第15条 利用者負担の額を以下とおりとす。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第16条 通常の送迎の実施地域を別紙、予防介護通所リハビリテーション送迎地域のとおりとする。

## 第6章 利用料の減額免除

(利用料の減額免除)

第17条 当施設は生活困難者への利用料の減額、免除を行う「第2種社会福祉事業」の認可を受けており、利用者及びその家族の経済的状況によって利用料の減額、免除を行う。

## 第7章 衛生管理

(衛生保持)

第18条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

(衛生管理等)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 当施設において食中毒及び感染症が発生しないように、衛生上必要な措置を講ずる。特に、保健所の指導、助言を求め、連携を保つようにする。

## 第8章 利用者の守るべき規律

(施設利用に当たっての留意事項)

第20条 利用者はこの規定に定めるところにより、規律ある生活を行うとともに、共同生活の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。

- ①施設内の秩序を守り、相互の親愛につとめること。
- ②貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。
- ③飲酒したり、許可なく飲食物を持ち込んではない。
- ④所持品は利用者の自己責任の基に原則管理するとともに、不要な現金、貴重品は持ち込まないこと。
- ⑤施設内での宗教、政治活動等への勧誘、営利活動はご遠慮していただくこと。

⑥その他管理者の指示に従うこと。

## 第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的（うち1回は夜間想定）に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 第10章 苦情処理

(苦情処理)

第22条 介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は提供した介護予防通所リハビリテーションの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、又、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は提供した介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## 第11章 虐待防止に関する事項

(虐待の防止)

第23条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第12章 その他施設の運営に関する重要事項

(職員研修)

第24条 当施設は職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。

- ①採用時研修 採用後直ちに実施する。
- ②内部研修 ケアプラン、事例研究等計画的に実施する。
- ③外部研修 全国老人保健施設協会、大阪府老人保健施設連絡協議会で実施されている研修会、他分野の研究会、講習会等、積極的に参加する。

(緊急時における対応方法)

第25条 介護予防通所リハビリテーションを行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに家族等に連絡する。

- 2 利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(行動の制限)

第26条 当施設は利用者に対し、身体拘束は行わない。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設長の判断に基づき、利用者及び扶養者に説明し、同意を得たうえで利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(秘密の保持)

第27条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

(記録)

第28条 当施設は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備する。そのうち、利用者に対するサービスの提供に関する記録は、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(その他の留意事項)

第29条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益財団法人浅香山病院と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成30年 4月 1日から施行する。

